

総務委員会 資料

平成 25 年 2 月 12 日 (火)

川崎市立学校における体罰の実態把握について

教育委員会

川崎市立学校における体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握の実施概要

1. 本市における基本的な考え方

- (1) 実態把握に先んじ、教育現場における体罰禁止の徹底を早急に講じる。
- (2) 一時的な実態把握に留めず、実態に応じて児童生徒や保護者が体罰や教職員との関係について相談できる体制と組織的対応の整備を図る。

2. 今年度の具体的な方策

(1) 学校への通知及び教職員への研修・指導等

- ①体罰防止についての通知の発出（1月10日）
- ②中学校部活動指導者連絡協議会において体罰禁止の徹底を指導（1月24日）
- ③校長研修において体罰禁止の徹底について学校教育部長講話（1月29日）
- ④高等学校体育活動部活動推進協議会において体罰禁止の徹底を指導（2月5日）
- ⑤合同校長会議において本市における実態把握について説明（2月5,6日）
- ⑥体罰禁止にかかる通知の発出（2月18日、全教職員に配付予定）
- ⑦各学校において体罰防止に関する校内研修の悉皆実施（2～3月実施）

(2) 学校による体罰の実態把握（教職員対象）

管理職による体罰に関する教職員への聴き取り実施（2～3月実施）

(3) 市教委による体罰の実態把握（児童生徒・保護者等対象）

体罰の相談や情報を受ける「電話相談ホットライン」の開設により、相談者への初期対応から学校関係者への事実関係の調査、児童生徒のケア等を含めた対応ができる体制を構築する。

名 称：「電話相談ホットライン」

開設日時：平成25年2月18日(月)午前9時より

受付時間：(平日) 9:00～19:00 (土曜日) 9:00～16:00

※日曜・祝日を除きます。

※上記開設は3月30日(土)までとし、4月1日(月)以降は、相談状況を踏まえて相談体制や受付時間等を見直します。

相談体制：専門相談員と区・教育担当が30人体制(16回線)で対応します。

また、ケースに応じて区・教育担当に配置されているスクールソーシャルワーカー（SSW）が問題解決に参画します。

周知方法：①児童生徒用リーフレット（A5判4頁）の配付

②保護者あて協力依頼の通知文書（A4判1頁）の配付

③ホームページ等を利用した市民への広報

「電話相談ホットライン」のしくみ

